

# 長野県小学生バドミントン連盟 規約

## 第1章 名称および事務局

### 第1条 名称

本連盟は長野県小学生バドミントン連盟と称する

### 第2条 事務局

本連盟の事務局は、事務局長宅に置く

## 第2章 目的および事業

### 第3条 目的

本連盟は、日本小学生バドミントン連盟の規約に沿って、県内小学生のバドミントン競技力の普及・向上に努め、バドミントンを通して体力づくり、集団活動を学ぶことにより、心身ともに健全な青少年の育成を図る。

併せて社会に貢献できる人間を育成することを目的とする。

### 第4条 事業

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バドミントン競技の指導普及
- (2) 競技大会の開催
- (3) 日本小学生バドミントン連盟主催の競技会への選手派遣
- (4) 小学生バドミントンに関する情報の提供
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

## 第3章 組織

### 第5条 組織

本連盟は、長野県内における本連盟を構成する団体（バドミントンクラブ）の会員、指導者及び個人登録者を持って組織し、長野県バドミントン協会の傘下のものと、日本小学生バドミントン連盟に加盟する。

## 第4章 加盟及び登録

### 第6条 加盟および登録

本連盟への加入は、「登録規程」に基づいて手続きを申請し登録することにより加盟となる。

## 第5章 機関（決議および執行）

### 第7条 機関

本連盟の機関は、総会、理事会、常任理事会とする。必要に応じて専門委員会を置くことができる。

### 第8条 総会

総会は、会長、副会長、理事長、理事、および代議員で構成し、次の事項を決議する

- (1) 事業報告および収支決算報告の承認
- (2) 事業計画および予算案の承認
- (3) 規約規程等の改廃
- (4) 役員を選出
- (5) その他本連盟の重要事項の承認

第9条 総会の開催は毎年1回とし、会長が招集する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

### 第10条 理事会

理事会は会長、副会長、理事長、理事で構成し総会より委任された事項を審議および執行する。理事会は会長が召集する。

### 第11条 常任理事会

会長、副会長、理事長、常任理事で構成し理事会から委任された事項を執行する。常任委員会は理事長が召集する。

### 第12条 専門委員会

必要に応じて設置し、理事会より委託された専門事項を担当する。専門委員会の長は専門委員の互選により選出する。

### 第13条 決議

本連盟の会議は、委任状を含め、構成員の2分の1以上を以って成立し、その決議は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は議長（召集者）が決する。ただし、規約の制定、改廃は総会において代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第6章 役員

### 第14条 役員

本連盟に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 必要に応じて置くことができる。
- (3) 理事長 1名

- (4) 理事 若干名
- (5) 代議員 各団体代表者
- (6) 監事 2名

## 第15条 役員を選出および役割

### 1. 役員

#### (1) 会長

本連盟の会長は総会において推薦する  
本連盟の会長は事務局を管轄する幹事地区から選出する。  
ただし幹事地区に該当しない場合は他地区からの選出を妨げない。  
会長は、本連盟を代表する。

#### (2) 副会長

必要に応じて置くことができる。  
副会長は総会の議を経て会長が委嘱する。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

#### (3) 理事長

理事長は総会の議を経て会長が委嘱する。  
理事長は事務局を管轄する幹事地区から選出する。  
ただし幹事地区に該当しない場合は他地区からの選出を妨げない。  
会長の指示を受け、会務を掌理する。  
理事長は会長を補佐し、副会長不在の場合で会長事故ある時はその職務を代行する。

#### (4) 理事

##### ① 常任理事

常任理事は会長が委嘱する。  
常任理事は事務局長、幹事地区理事によって構成される。  
事務局長は事務局を開設し事務局を統括する。  
事務局は幹事地区が必要とした部局（総務部、競技部等）を設ける事ができる。

##### ② 地区代表理事

地区代表理事は第8章、第20条による。

##### ③ 専門委員会各委員長

各専門委員会の委員の互選をうけ会長が委嘱する  
常任理事・地区代表理事は、理事会で決議された事項を執行する。  
各専門委員会委員長は委託された事項を管掌する。

#### (5) 代議員

代議員は、各団体の代表者とする。  
代議員は総会において議決権を有す。

(6) 監事

監事は前事務局地区より2名を総会において委嘱する。  
監事は、本連盟の会計を監査する。

2. 役員以外の役職

(1) 顧問・相談役

必要に応じて顧問・相談役をおく事ができる。

第16条 任期

役員任期は4年とし、再任は妨げない。但し、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

**第7章 経費および会計**

第17条 経費

本連盟の経費は、登録料(会費)・助成金(補助金)・大会参加料・寄付金・雑収入・その他をもってこれにあてる。

第18条 登録料(会費)及び大会参加料

その年度の登録料(会費)、大会参加料は総会において決定する。

第19条 会計年度

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以って終わる。

**第8章 地区**

第20条 地区

本連盟の地区割りは4ブロックとし、ブロックは下記のとおりとする。  
また、地区代表理事は地区内の団体代表者の互選によって選出し会長が委嘱する。  
地区名は長野県の行政単位による

- (1) 北信地区
- (2) 東信地区
- (3) 中信地区
- (4) 南信地区

**第9章 幹事地区**

第21条 幹事地区

幹事地区は会務の執行を行う地区とし事務局を置く。  
本連盟の幹事地区は4年毎の持ち回りとし、順番は北信→東信→南信→中信の順とする。

## 第 22 条 大会運営

各大会の開催地区は、前年度の総会において決定することとする。

また、大会の主管は幹事地区が行い、会場の確保、大会運営補助に関しては開催地区が行う。なお、主催が長野県バドミントン協会の場合は主催申請を行う。

付則 本会の運営に必要な付則（規程等）は下記による

- (1) 登録規程
- (2) 手当、旅費規程
- (3) 強化委員会規程
- (4) 倫理規定

附則

- (1)本規程は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。
- (2)本規程は、平成 1 1 年 6 月 1 日一部改正
- (3)本規程は、平成 2 9 年 6 月 1 日一部改正
- (4)本規程は、令和 2 年 7 月 1 日一部改定